

# 役員の報酬及び費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 湘南にのみや観光協会（以下「協会」という）の定款第30条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、関連法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、協会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法」という）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 協会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は月額とするとし、非常勤役員に対しては無報酬とする。ただし、非常勤役員の監事（公認会計士または税理士などの資格を有する者に限る。）には、報酬を支給することができる。
- 3 監事には、年度内に1回限り支給する。

## (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬額は年間800万円までの範囲内とする。

- 2 非常勤役員の監事の報酬額は、10万円までの範囲内とする。
- 3 常勤役員及び非常勤役員の監事の報酬額は、会長が理事会の承認を経て決定することとする。
- 4 退職手当は支給しない。

## (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員の監事の報酬は、定款第35条第1項に定める事業報告及び決算の監査の終了後、速やかに支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 協会は、役員がその職務の執行に当たって負担した、又は負担する費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 協会は、この規程をもって、公益法20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。